



## 重要事項説明書

学校法人吉田学園

認定こども園

岩国川下幼稚園 / アップルツリー保育園

岩国市楠町 3-2-30 TEL0827-21-0725

### 施設の目的及び運営の方針

#### 1 運営主体(設置者の概要)

名 称	学校法人 吉田学園
所 在 地	岩国市楠町 3 丁目 2 番 30 号
電 話 番 号	0827-21-0725
代 表 者 氏 名	理事長 吉田 孝雄

#### 2 施設の概要

種 別	幼稚園型認定子ども園
施 設 の 名 称	岩国川下幼稚園 / アップルツリー保育園
施 設 の 所 在 地	岩国市楠町 3 丁目 2 番 30 号
連 絡 先	電話番号 0827-21-0725 FAX 0827-21-0729
施 設 長 名	園長 吉田 佳子
開 設 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日

	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
認可定員	1 号	-	-	-	15	15	15	45
	2 号	-	-	-	12	12	12	36
	3 号	3	10	11	-	-	-	24
	合計	3	10	11	27	27	27	105
学級編成(仮)		1	1	1	2	2	1	8

#### 3 当園基本理念・運営方針

1. 岩国川下幼稚園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳幼児と、満三歳以上の幼児に対する教育に対する保育を一体的に行い、幼児の健やかな成長が図られるよう環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
2. 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉・教育を積極的に増進することにもっともふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
3. 当園は、教育・保育に移管する専門性を有する職員が、家庭との密接な関わりの下に、園児の状況や発達過程をふまえ、「園児」の自発的な活動、遊びを中心とした教育及び、保育を一体的に行います。
4. 当園は、園児の属する家庭や地域とのさまざまな社会資源との連携を図りながら、園児が日々の生活のなかで、望ましい生活習慣や躰が身につくように努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

施設の名称		学校法人吉田学園 岩国川下幼稚園					
認定こども園の名称		認定こども園 岩国川下幼稚園					
建 物 の 規 模 及 び 構 造		幼児棟：鉄筋コンクリート造 乳児棟：木造					
	幼児棟 敷地面積	1階	2階	3階	合計（延べ）		
		244.86㎡	244.86㎡	42.00㎡	531.72㎡		
	幼児棟 土地面積	建物敷地	運動場・屋外遊戯場	その他の土地	合計		
		267.68㎡	743.19㎡	69.10㎡	1,079.97㎡		
	乳児棟 敷地面積	1階	2階	3階	合計（延べ）		
		197.00㎡	43.52㎡	-	240.52㎡		
	乳児棟 土地面積	建物敷地	運動場・屋外遊戯場	その他の土地	合計		
		231.70㎡	90.95㎡	268.42㎡	591.7㎡		
	子育て支援 教室並びに 職員室面積	建物敷地	運動場・屋外遊戯場	-	合計		
		87.36㎡	80.64㎡	-	108.00㎡		
	建 物 各 教 室 面 積	室名	室数	面積	室名	室数	面積
		乳児室	1室	35.00㎡	調理室	1室	35.00㎡
ほふく室		調乳室			1室	3.60㎡	
保育室①		1室	42.00㎡	事務室兼医務室	1室	15.57㎡	
保育室②		1室	42.00㎡	職員休憩室	1室	15.00㎡	
保育室③		1室	42.00㎡	倉庫	1室	81.32㎡	
保育室④		1室	42.00㎡	廊下	3室	59.50㎡	
保育室⑤		1室	42.00㎡	トイレ	6室	48.06㎡	
保育室		3室	99.00㎡	職員室・園長室	2室	87.36㎡	
遊戯室		2室	109.48㎡	その他		71.35㎡	
	合計（園舎面積）		800.24㎡				

## 5 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤
理事長・副園長	1	1	-
園長	1	1	-
主任教諭	1	1	-
保育教諭	8	8	-
English スタッフ	3	3	-
預かり保育教諭	1	-	1
バス運転手・用務	2	1	1
事務	2	1	1

## 6 嘱託医

医療機関の名前	横田内科小児科 院長 横田孝義
所在地	岩国市中津町2丁目24-16
電話番号	0827-21-0725
委託内容	内科検診・内科相談

## 7 嘱託歯科医

医療機関の名前	ささお歯科クリニック 医師 佐々生 芳久
所在地	岩国市中津町1丁目23-18
電話番号	0827-21-0118
委託内容	歯科検診・歯科相談

## 8 利用定員ごとの提供する日および時間

### 1号認定子ども・新2号認定子ども(教育標準時間認定)

登園可能時間	8:30～
保育時間	9:30～14:30
預かり保育	早朝 8:00～8:29(10分 100円) 預かり保育 15:01～17:00(30分 100円)*別途おやつ代 50円
休園日	土曜日・日曜日・祝日・園長が必要と認めた日・行事の振替

### 2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)

保育時間(保育短時間)	保育短時間 8:30～16:30の間で勤務時間に合わせて保育 早朝 7:30～8:29(10分 100円) 預かり保育 16:31～18:00(10分 100円)
保育時間(保育標準時間)	保育標準時間 7:30～18:00
土曜日	(標準)7:30～12:00、(短時間)8:30～12:00 *両親共に仕事の場合のみ利用可能
休園日	日曜日・祝日・年末年始・園長が必要と認めた日・行事の振替

## 9 支払い方法

利用者負担(上乗せ徴収・給食費・バス代)	口座引き落とし
預かり保育代	現金(集金袋)にて徴収

## 10 利用料等

### 1号認定

(満3歳～5歳児)

保育料	無償
教育・施設環境充実費	5,000円/月(令和9年度より10,000円になります)
PTO会費	600円/月
バス代	利用者のみ 3,000円(8月を除く)
給食費	7,000円/月(8月を除く)
預かり保育	利用者のみ(有料) 15:31を過ぎた場合(おやつ代50円が加算されます)
保険料	日本スポーツ振興センター

### 1号認定(新2号)

(3歳～5歳児)

保育料	無償
教育・施設環境充実費	5,000円/月(令和9年度より10,000円になります)
PTO会費	600円/月
バス代	利用者のみ 3,000円(8月を除く)
給食費	7,000円/月(8月を除く)
預かり保育	利用者のみ *1日450円までは無償化の対象・上限月11,300円 15:31を過ぎた場合(おやつ代50円が加算されます)
保険料	日本スポーツ振興センター

### 2号認定

(満3歳～5歳児)

保育料	無償
教育・施設環境充実費	5,000円/月(令和9年度より10,000円になります)
PTO会費	600円/月
バス代	利用者のみ 3,000円
給食費	8,200円/月(おやつ代含む)
預かり保育	利用者のみ 認定時間外は預かり保育代がかかります
保険料	日本スポーツ振興センター

### 3号認定

(満6ヵ月～2歳児)

保育料	岩国市の徴収金額に準ずる
教育・施設環境充実費	3,700円/月
PTO会費	600円/月
バス代	利用できません
給食費	保育料に含まれます(おやつ代含む)
預かり保育	利用者のみ 認定時間外は預かり保育代がかかります
保険料	日本スポーツ振興センター

### その他

制服購入費用	約50,000円	一式
教材費購入費用	6,000円(1歳児)～20,000円(5歳児)	年1回
学習絵本代	月額450円	5歳児

卒園記念品積立金	月額 1,000 円	5 歳児
----------	------------	------

## 11 年間行事予定

4 月	入園式
5 月	花祭り・親子遠足・交通安全教室
6 月	参観日・個人懇談・内科検診・歯科検診
7 月	夏祭り・お泊まり保育(年長)
9 月	敬老参観日
10 月	運動会・ハロウィンパーティー・交通安全教室
11 月	親子遠足・子どもアートフェスティバル
12 月	クリスマスパーティー
2 月	豆まき・発表会
3 月	交通安全教室・お別れ遠足・卒園式

## 12 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意点

### 利用者の内定

1. 当園への入園を希望する 1 号認定・2 号認定・3 号認定子ども(認定を受ける予定のものを含む)の保護者は、11 月 1 日に入園願書を当園に提出していただきます。
2. 当園は、前項の入園願書が出された時は、原則として先着順で受け付けます。
3. 入園内定者へはその旨を保護者に通知します。
4. 内定できない子どもについては、その旨口頭で伝え、希望があれば補欠とします。

### 利用決定

- 入園許可書による通知

### 退園理由

- 1 号・2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)
- 保護者から退園の申出があったとき
- その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

## 13 提供する特定保育・保育の内容

当園は、幼稚園教育要領・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、教育及び当該支給認定における保育必要量(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内における保育を提供します。

- (2) やむを得ない理由により、教育標準時間又は支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、規定する時間の範囲内において延長保育を提供します。

### (3) 送迎

希望者に限り、有償で園バスによる送迎を行います。

### (4) 給食(献立、アレルギー食の対応方法)

栄養士の作成した献立に基づいて調理員が園内給食室で調理した給食を提供します。

アレルギーのある子どもに対しては、該当する原材料を除去又は代替した給食を提供します。ただし、その対応をするにあたっては毎年度医師の診断、栄養士との面談を要し、重篤な場合は当該子どもへの給食の提供を停止し、家庭より弁当を持参することとなります。

(5) 健康診断等

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の規定に準じて6月に嘱託医による内科検診及び歯科検診を実施します。

(6) 子育て支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供を実施します。実施内容は、就園までの子どもと保護者を対象とした交流の場を設けると共に、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。

#### 14 緊急時における対応方法

当園の教職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の保護者に連絡する等、必要な措置を講じます。

教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 15 非常災害対策

防火管理者	吉田孝雄
避難訓練	毎月1回(年間計画による)
対策	非常災害に備えて、消防計画を作成するとともに、防火管理者を定め、毎月避難訓練等を実施します。 非常災害、緊急時に備え、一斉メールシステムを設置し、家庭への連絡がスムーズにできるよう準備しています

#### 16 賠償責任保険等の加入状況

以下の保険に加入しています。

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター

#### 17 守秘義務及び個人情報の取り扱い

当園の教職員(退職後を含む)は正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の情報をもらしません。

ただし、教職員間や行政、学校間において必要性がある場合、必要な範囲で個人情報を用います。

法令に定める場合を除き、利用者及びその家族の個人情報を、予め同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

#### 18 相談・苦情対応に関する事項

相談・苦情対応者	氏名：吉田佳子，電話番号 0827-21-0725
相談・苦情対応責任者	氏名：吉田孝雄
受付方法	面接・電話・文書などの方法により相談・苦情を受け付けます。